

第44期 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2021年6月28日（月曜日）午前10時

開催場所 和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ルグランA
〔末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。〕

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

目次

第44期定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	4
計算書類	22
監査報告書	29
参考書類	34



アズマハウス株式会社

証券コード：3293

証券コード：3293
2021年6月11日

株 主 各 位

和歌山県和歌山市黒田一丁目2番17号

アズマハウス株式会社

代表取締役社長 東 行 男

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、株主様には、健康状態に関わらず、可能な限り株主総会へのご来場をお控えいただくなど、株主総会への来場の要否をご判断していただきますよう、お願い申し上げます。

ご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示していただき、2021年6月25日（金曜日）午後5時45分までに到着するように、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月28日（月曜日）午前10時
2. 場 所 和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ルグランA
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

【ご注意】

1. 本定時株主総会の会場は、予定しております会場の封鎖等により、変更することがあります。変更の場合は、はがきまたは後記当社ウェブサイトにてご通知申し上げます。
2. 本総会に出席される場合は、マスクの着用をお願いいたします。着用されない場合は、ご出席をお断りすることとなります。
3. 来場された株主様が体調不良と見受けられた場合、ご出席をお断りすることとなります。
4. 会場の座席間隔を広く確保するため、十分な座席数を確保できず、ご着席いただけない場合、またはご入場いただけない場合があります。
5. 以上のほか、総会日時点において必要な新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じてまいります。

当社ウェブサイト：<http://azumahouse.com>

3. 目的事項

報告事項

1. 第44期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第44期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本定時株主総会招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当社定款第16条の規定に基づき、本定時株主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する当社の株主様1名に委任することができます。その場合は、同株主総会当日の受付において、代理権を証明する書面（委任状）をご提出ください。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、「添付書類」には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類、計算書類の一部です。
 - ◎ 株主総会招集ご通知の記載事項につきまして、ご質問がある株主様は、後記メールアドレス宛、メールにてお送りください。
株主の皆様のご関心が高いご質問につきまして、後日、当社ウェブサイトにて回答を掲載いたします。なお、個別の回答はしかねますので、ご了承ください。
メールアドレス： ir.kanri@azumahouse.jp
送信期限：2021年6月18日（金曜日）午後5時

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日 から 2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大により世界規模で経済停滞に陥りました。日本国内においても入国制限に伴うインバウンドの大幅な減少に加え、イベント開催や外出の自粛要請が出されるなど飲食・旅行業界にとっては極めて厳しい事業環境が続きました。また、各種政策効果などにより徐々に個人消費や企業の経済活動に持ち直しの動きは見られるものの感染拡大収束の目途は立たず、国内外の景気の先行きについては、依然として不透明な状況は継続いたしました。

このような事業環境の中、当社グループは、お客様と社員の安全・安心を第一優先とした感染防止対策を行いつつ、事業運営に努めてまいりました。さらに、以前より実施していた社会貢献活動や新たに実施した活動により2021年2月にSDGs（持続可能な開発目標）宣言を公表し、ESG経営の推進を図るとともに顧客満足度No.1企業を目指し、顧客サービス、品質の向上に努め、企業価値の最大化を図ってまいりました。また、不動産・建設事業においては、「頑張ろう！WAKAYAMA」キャンペーンを実施し、地域社会に貢献してまいりました。不動産賃貸事業においては、2020年1月に実施したアイワグループ（株式会社賃貸住宅センター、株式会社シージェーシー管理センター、株式会社アイワライフネット）との事業提携により、商品・サービスの更なる強化を図り、シナジー効果を創出するように努めてまいりました。土地有効活用事業においては、集客力やリーディング力を活用し、ワンストップで受託できるサービスを背景にオーナー様にご安心していただき、入居者様にもご満足していただけるよう努めてまいりました。ホテル事業においては、新型コロナウイルスの影響を直接的に受けましたが、社員への教育を実施し、お客様サービスの向上に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における業績は、売上高は142億86百万円（前年同期比5.4%増）、営業利益は11億51百万円（前年同期比9.8%減）、売上高営業利益率は8.1%（前年同期9.4%）、経常利益は10億94百万円（前年同期比10.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は7億60百万円（前年同期比6.3%減）となりました。

セグメントごとの販売状況は次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高(百万円)	前年同期比(%)	内容
不動産・建設事業	10,489	109.4	土地分譲、分譲住宅販売、売建分譲販売、注文建築及びリフォーム工事、不動産仲介（土地分譲407区画、分譲住宅販売160棟、売建分譲住宅66棟、注文住宅23棟、中古住宅販売47棟）
不動産賃貸事業	2,644	116.4	不動産賃貸経営、賃貸管理及び賃貸仲介（自社物件1,801戸、管理物件14,810戸）
土地有効活用事業	851	97.2	資産運用提案型賃貸住宅販売及び建売賃貸住宅販売（賃貸住宅販売19棟、賃貸中古住宅販売8棟）
ホテル事業	457	62.1	ビジネスホテル及び飲食店の運営
その他（注4）	67	80.1	連結子会社（興國不動産株式会社）等の事業活動
合計（注1）	14,509	107.0	—
セグメント間取引	△223	—	—
連結計算書類の売上高	14,286	105.4	—

- (注) 1. セグメント間取引については含めて記載しております。
2. 主たる販売先は不特定多数の一般消費者であり、相手先別販売実績に対する割合が100分の10以上の販売先はありません。
3. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。
4. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社（興國不動産株式会社）等の事業活動を含んでおります。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

① 不動産・建設事業

不動産・建設事業は、土地分譲407件、建物249件、中古住宅47件の販売を行いました。その結果、売上高は104億89百万円（前年同期比109.4%）、セグメント利益は5億48百万円（前年同期比117.3%）となりました。

② 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業は、自社物件1,801戸、管理物件14,810戸を保有し、賃貸経営、賃貸管理及び賃貸仲介を行いました。その結果、売上高は26億44百万円（前年同期比116.4%）、セグメント利益は8億20百万円（前年同期比91.6%）となりました。

③ 土地有効活用事業

土地有効活用事業は、賃貸住宅19件、賃貸中古住宅8件の販売を行いました。その結果、売上高は8億51百万円（前年同期比97.2%）、セグメント利益は99百万円（前年同期比111.5%）となりました。

④ ホテル事業

ホテル事業は、3箇所のビジネスホテル、3箇所の飲食店舗を運営しました。その結果、売上高は4億57百万円（前年同期比62.1%）、セグメント損失は49百万円（前年同期利益95百万円）となりました。

⑤ その他

その他事業は、連結子会社（興國不動産株式会社）において不動産仲介及び賃貸管理を行いました。その結果、売上高は67百万円（前年同期比80.1%）、セグメント利益は13百万円（前年同期比106.5%）となりました。

(2) 設備投資の状況

① 不動産・建設事業

重要な設備の投資、除却又は売却等はありません。

② 不動産賃貸事業

当連結会計年度の設備投資等の主なものは、大阪市城東区放出西の集合住宅の取得（4億5百万円）、和歌山県岩出市高塚の店舗付き集合住宅の取得（1億35百万円）、和歌山県岩出市今中の集合住宅の取得（1億11百万円）であります。

なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

③ 土地有効活用事業

重要な設備の投資、除却又は売却等はありません。

④ ホテル事業

重要な設備の投資、除却又は売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、いかなる経済環境の変化にも柔軟に対応できる経営基盤の構築を目指しております。一時的な好況や不況にも可能な限り左右されない事業の構築を目指し、お客様、オーナー様、入居者様や、そのご家族を含めたすべての住環境をワンストップで対応できる企業であるために対処すべき課題については次のとおり認識しております。

新型コロナウイルス感染症が経済環境に大きな影響を与え、依然として先行きが不透明な状況は継続すると想定しています。しかしながら、政府主導によるワクチン接種などの感染防止対策が促進されることで、社会経済は回復基調に転じると予想しており、その際に当社グループにおいては、感染防止対策を継続して徹底し、また、分譲地などの販売物件の確保や不動産賃貸収益物件の確保を計画的かつ戦略的に行うとともに販売商圏の拡大を図り、お客様サービスの向上の強化を行ってまいります。

また、コンプライアンス体制の強化については、企業倫理、コンプライアンスに対する共通の意識を持ち、一人ひとりが的確で公正な意思決定を行う風土を醸成する仕組みを整備するため企業行動憲章の周知・徹底を促し、人の倫理こそ最大セキュリティであると考えています。それらのことを実現するために必要不可欠である人材については、働き方改革をはじめとする生産性の向上、従業員満足度の向上を図るため、従業員教育を強化し、人材の育成に注力してまいります。

SDGs（持続可能な開発目標）宣言の元に住環境の向上、住み続けられる街づくりの実現のために、耐震等級3レベルの実現、「ゼロリノベ」による長く住みつづけられる家づくりや空き家対策への解消貢献などを通じてサステナブルな未来の実現を目指し、学童軟式野球大会、ドッジボール大会などの開催を通じ、健全な青少年の育成のための活動を行うことで、CSR活動を実施してまいります。また、実現可能と思われるすべての可能性

について検討し、企業価値の最大化と地域社会への貢献を推進し、ESGにも取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第41期	第42期	第43期	第44期
	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	12,242	13,209	13,555	14,286
経常利益 (百万円)	1,375	1,449	1,227	1,094
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	937	968	810	760
1株当たり当期純利益 (円)	233.57	241.05	201.84	189.22
総資産 (百万円)	27,653	29,320	31,062	31,279
純資産 (百万円)	13,707	14,346	15,244	15,767
1株当たり純資産 (円)	3,412.12	3,571.38	3,679.13	3,808.74

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
興國不動産株式会社	100%	不動産賃貸事業
株式会社賃貸住宅センター	70%	不動産賃貸事業
株式会社シージェーシー管理センター	70%	不動産賃貸事業
株式会社アイワライフネット	70%	不動産・建設事業

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業	事業内容
不動産・建設事業	土地分譲、分譲住宅販売、売建分譲販売、注文建築及びリフォーム工事、不動産仲介
不動産賃貸事業	不動産賃貸経営、賃貸管理及び賃貸仲介、
土地有効活用事業	資産運用提案型賃貸住宅販売及び建売賃貸住宅販売
ホテル事業	ビジネスホテル及び飲食店の運営

(8) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

- ① 本社 和歌山県和歌山市黒田一丁目2番17号
- ② 主な事業所 国体道路支店 (和歌山県和歌山市北出島一丁目4番58号)
堀止支店 (和歌山県和歌山市堀止南ノ丁5番1号)
北部支店 (和歌山県和歌山市次郎丸33番9)
岩出支店 (和歌山県岩出市西野115番8)
大阪支店 (大阪府大阪狭山市茱萸木三丁目120番1)
和歌山アーバンホテル (和歌山県和歌山市黒田一丁目2番17号)
ワカヤマ第1富士ホテル (和歌山県和歌山市元博労町5番地)
ワカヤマ第2富士ホテル (和歌山県和歌山市湊紺屋町一丁目20番)
カフェグランデ (和歌山県和歌山市黒田一丁目2番17号)
焼肉王ばんばん (和歌山県岩出市高塚143番1)
天ざんPLUS (和歌山県和歌山市新生町10番6)

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
159人	26人減	46.2歳	6.0年

(注) 従業員数は契約社員を含む就業人員であります。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	3,580百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,098百万円
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	1,916百万円
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	1,521百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,041百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	612百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 10,000,000株
(2) 発行済株式の総数 普通株式 4,031,700株（うち自己株式 14,628株）
(3) 株 主 数 2,115名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
東 行 男	1,555,000株	38.7%
東 優 子	620,000株	15.4%
ス リ ー エ ー ス コーポレーション株式会社	210,000株	5.2%
山 本 知 宏	120,900株	3.0%
東 さ ゆ り	120,000株	2.9%
東 祐 子	120,000株	2.9%
鈴 木 良 一	69,700株	1.7%
三 上 昭 夫	42,500株	1.0%
アズマハウス社員持株会	37,559株	0.9%
吉 田 忠 義	26,600株	0.6%

(注) 持株比率は、自己株式を控除し、小数点第2位を切り捨てて計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第1回新株予約権
新株予約権の数	80個
保有人数 当社取締役	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 4,000株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	600円
新株予約権の行使期間	2015年1月28日～2022年10月30日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の割り当てを受けた者が権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員又は従業員の地位にあること及び当社株式が日本国内の証券取引所に上場していること

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（2021年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
東 行 男	代表取締役社長	興國不動産(株)代表取締役社長 (株)賃貸住宅センター取締役 (株)シージェーシー管理センター取締役 (株)アイワライフネット取締役
東 優 子	専務取締役	建設業務管理部長
真 川 幸 範	取締役	管理部長
大 東 篤 史	取締役	業務管理部長
平 山 豊 和	取締役	営業部長
北 畑 米 嗣	取締役	北畑会計事務所所長（税理士） 和歌山商工会議所エキスパートバンク登録講師 丸肥運送(株)監査役 豊月運送(株)監査役 (株)和歌山プロジェクト代表取締役 (株)和歌山毎日広告監査役
鳴 瀧 英 人	常勤監査役	(株)賃貸住宅センター監査役 (株)シージェーシー管理センター監査役 (株)アイワライフネット監査役
浦 純 久	監査役	
上 岡 美 穂	監査役	吹上法律事務所（弁護士）

- (注) 1. 取締役 北畑米嗣は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 鳴瀧英人、監査役 浦純久及び監査役 上岡美穂は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 北畑米嗣、監査役 浦純久及び監査役 上岡美穂を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 北畑米嗣及び監査役 上岡美穂の重要な兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定め、当社と社外取締役及び社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）につきましては、役員報酬規程に定めております。その概要につきましては、役員の報酬は、まず、持続的な企業価値の向上を動機づける報酬とすること及び株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」、「公正性」、「合理性」の高い報酬とすることとし、同業他社との比較や業績等を取締役会において審議し、代表取締役社長 東 行男が決定することとしております。また、決定方針の決定方法は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能し、株主利益とも連動し、かつ、経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の原案を取締役会に上程し、2021年2月12日開催の取締役会において決議いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2013年6月29日開催の第36期定時株主総会において、年額300百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は5名です。また、役員の報酬は、固定報酬のみとし、年額で決定された報酬を月額により支給することとしています。

当社監査役の金銭報酬の額は、2013年6月29日開催の第36期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は2名（うち、社外監査役は1名）です。また、監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長 東 行男が取締役の個人別の報酬額を決定しております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。決定するに際しては、取締役会で決議された決定方針に基づき決定しなければならないものとしています。また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう同業他社との比較や業績等を審議することとしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員 の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	129	129	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外取締役	3	3	-	-	1
社外監査役	15	15	-	-	3

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 北畑 米嗣	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、税理士としての豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。また、独立した客観的立場から経営陣の職務執行などに関する監督に務めております。
監査役 鳴瀧 英人	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、金融機関での実務経験と社会保険労務士としての専門的見地から議案・審議等に積極的な意見具申を行っております。また、上記のほか経営会議などの主要会議に出席をし、執行内容に関する監視・監督に務めております。
監査役 浦 純久	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、長年にわたる警察官としての豊富な経験と幅広い見地を有しており、監査体制及びコンプライアンス体制の強化を図るため議案・審議等に積極的な意見具申を行っております。
監査役 上岡 美穂	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、業務執行の適法性について監視・監督をし、議案・審議等に積極的な意見具申を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PWC京都監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、監査時間及び監査報酬の推移並びに報酬見積りの算定根拠が適切であるかどうか検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に規定する解任事由に該当すると判断したときは、監査役会で協議の上、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められる場合は、解任又は不再任の決定を行う方針です。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社並びに当社及び子会社からなる企業集団（以下「当社企業集団」という。）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社企業集団における役職員の業務執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業行動憲章」を策定し、これに基づき、当社及び当社企業集団における全役職員は、法令、社会規範及び社内規程を遵守し、倫理的な活動を行う。
- ② 内部監査部門として、代表取締役社長直属の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき当社及び当社企業集団の内部監査を実施し、内部管理体制の適正性・有効性を検証する。また、内部監査室は、必要に応じて、監査役、会計監査人と連携し、効果的な内部監査を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の職務の執行に係る情報を記録する取締役会議事録、稟議書等の文書及び電磁的記録は、「文書管理規程」に基づき、適切に保存し、管理する。

(3) 当社及び当社企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 損失の危険の管理に関する規程として、「危機管理規程」を策定し、当社及び当社企業集団におけるリスク管理に関する必要な事項を定め、リスクの防止及び損失の最小化を図り、危機発生時には、企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- ② 代表取締役社長のもとに「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、担当部署から報告された多様なリスクの発生を可能な限り未然に防止し、発生した場合の損失の最小化を検討する。
- ③ 監査役及び内部監査部門は、リスクマネジメントの実効性について監査する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、経営の最高意思決定機関として、法令及び定款に定める事項並びにその他重要な事項を決議するため、毎月1回定例取締役会を開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとする。
- ② 業務執行の重要事項を決定するための意思決定機関として、業務執行を行う取締役を構成員とする経営会議を設置し、効率的な意思決定を行う。
- ③ 取締役の職務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議するために、代表取締役社長を委員長とする予算委員会及びリスク・コンプライアンス委員会を設置する。
- ④ 日常の職務の執行において、「稟議規程」、「職務権限規程」を整備・運用することにより、決裁権限を明確にし、権限委譲を図る。
- ⑤ 取締役会の監督機能を強化するため、社外取締役を設置する。

(5) 当社及び当社企業集団の業務の適正性を確保するための体制

- ① 子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社及び子会社全体の経営における適正かつ効率的な運営を図るため、子会社管理に関する基本規定を策定する。
- ② 子会社等の取締役などの意思決定及び業務執行の監督についてモニタリングを行うことを基本とし、業務執行の状況などを確認する。
- ③ 子会社等の業務の適正を確保する観点から必要な規定・ルールなどを整備するとともに子会社等に係る内部統制を担当する所管は、必要に応じて業務の状況を取締役会、経営会議に報告する。
- ④ 監査部門は子会社を定期的な監査の対象とし、子会社の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に関する監査を行うとともにその結果とその後の改善状況を取締役会、経営会議に報告する。
- ⑤ 子会社の責任者等は、財務報告の適正性及び法令遵守等にかかる諸施策の実施状況について、当社管理部に対して定期的に報告し、その実効性を確認するとともに、定期的な見直しを行う。
- ⑥ 子会社の内部通報制度の窓口を設置する。また、その運用に関する規定を定めて通報を行った者の秘匿性の確保と不利益の防止を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
- ② 当該使用人が監査役職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役・監査役会が、職務に必要な情報を収集し、必要に応じて、取締役会等に問題提起ができるよう、監査役は、取締役会の他、経営会議、その他重要会議に出席することができる。
- ② 当社及び当社企業集団における取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役会に報告する。
- ③ 内部監査部門等の当社及び当社企業集団の使用人は、監査役からの定期・不定期の報告聴取に応じる他、会社に著しい損害を与えるおそれがある事実を発見し、かつ緊急の場合は、直接監査役に当該事実を報告することができる。
- ④ 当社は、監査役への報告を行った当社及び当社企業集団の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止し、その旨を当社及び当社企業集団の役職員に周知徹底する。
- ⑤ 各事業部門における職制ラインの他、内部通報制度を整備し、コンプライアンス違反などによる企業信用の失墜など、企業価値を大きく毀損するような重大な事態の発生を未然に防ぐ仕組みを構築し、報告のあった事項については、監査役に報告する。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、必要な費用の前払等の請求をしたときは、当社は、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役・監査役会は、代表取締役社長及び内部監査室と定期的な意見交換を行う。
- ② 監査役・監査役会は、会計監査人と緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。
- ③ 監査役・監査役会は、職務の執行に当たり必要な場合には、弁護士又は公認会計士等の外部専門家との連携を図る。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

- ① 「企業行動憲章」において、「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全職員の行動指針とする。
- ② 反社会的勢力の排除を推進するため管理部を統括管理部署とし、また、不当要求対応の責任者を設置する。
- ③ 「反社会的勢力対策規程」等の関係規程を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
- ④ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して新規取引時及び定期的に確認を行う。
- ⑤ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
- ⑥ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、和歌山県暴力追放県民センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。
社内では主要な会議（経営会議）や、朝礼などの機会を利用し、定期的に、その内容の周知徹底を図る。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

当社及び当社の子会社は、コンプライアンス規程を定め、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、内部通報制度運用規程を定め、取引業者、当社の使用人に対して、研修での教育及び会議体での説明を行い、コンプライアンス体制の実効性の向上に努めております。

(2) リスク管理体制

当社及び当社の子会社は、危機管理規程を定め、リスク管理項目と担当部門を設定し、管理体制の強化を図っております。

また、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当事業年度は4回開催しております。リスク・コンプライアンス委員会では、各部門等より提出されたリスクの発生及び発生するおそれのあるリスクやコンプライアンス違反等にかかわる事案について、未然の防止及び損失の最小化を検討しております。

(3) モニタリング体制

当社及び当社の子会社の業務の適正を確保するための体制についての整備・運用状況をコンプライアンス担当部署がモニタリングし、取締役会をはじめとする各会議体に上程することで実効的な改善を検討しております。

また、内部監査部門においても発見されたリスク等に対し、被監査部門のみではなく関連部門にも意見等を求め、適切かつ効率的な改善に向けた指摘・指導を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,952,588	流動負債	4,910,329
現金及び預金	5,064,586	買掛金	12,314
受取手形及び売掛金	22,567	工事未払金	450,137
販売用不動産	4,334,466	短期借入金	1,702,319
未成工事支出金	1,033,738	1年内償還予定の社債	100,080
貯蔵品	10,214	1年内返済予定の長期借入金	1,694,817
その他の金	489,708	未払法人税等	182,875
貸倒引当金	△2,693	賞与引当金	59,549
		その他の	708,235
固定資産	20,326,932	固定負債	10,601,255
有形固定資産	19,232,613	社債	250,000
建物及び構築物	5,935,504	長期借入金	9,765,140
機械装置及び運搬具	41,584	資産除去債務	74,843
土地	13,024,191	繰延税金負債	20,729
建設仮勘定	168,783	その他の	490,542
その他の	62,550		
無形固定資産	426,678	負債合計	15,511,584
のれん	378,269	(純資産の部)	
その他の	48,409	株主資本	15,288,951
投資その他の資産	667,639	資本金	596,763
投資有価証券	262,856	資本剰余金	528,963
長期貸付金	36,418	利益剰余金	14,182,743
繰延税金資産	197,613	自己株式	△19,518
その他の	170,751	その他の包括利益累計額	11,026
		その他有価証券評価差額金	11,026
資産合計	31,279,521	非支配株主持分	467,958
		純資産合計	15,767,936
		負債・純資産合計	31,279,521

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	14,286,145
売 上 原 価	9,840,714
売 上 総 利 益	4,445,430
販売費及び一般管理費	3,293,438
営 業 利 益	1,151,992
営 業 外 収 益	135,865
受 取 利 息	577
受 取 配 当 金	12,602
受 取 手 数 料	53,741
受 取 賃 貸 料	5,776
受 取 保 険 金	841
解 約 金 収 入	11,963
受 取 補 助 金	30,982
そ の 他	19,380
営 業 外 費 用	193,564
支 払 利 息	180,138
そ の 他	13,425
経 常 利 益	1,094,294

科 目	金	額
特 別 利 益		74,812
事 業 譲 渡 益	30,095	
固 定 資 産 売 却 益	1,886	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	42,831	
特 別 損 失		55,853
固 定 資 産 除 却 損	39,334	
減 損 損 失	16,518	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,113,254
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	353,507	
法 人 税 等 調 整 額	△3,283	350,223
当 期 純 利 益		763,030
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,922
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		760,108

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日残高	596,763	528,963	13,703,833	△19,452	14,810,107
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△281,198	-	△281,198
親会社株主に 帰属する当期純利益	-	-	760,108	-	760,108
自己株式の取得	-	-	-	△65	△65
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	478,909	△65	478,844
2021年3月31日残高	596,763	528,963	14,182,743	△19,518	15,288,951

	その他の包括利益累計額 その他有価証券評価差額金	非支配株主持分	純資産合計
	2020年4月1日残高		
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	△281,198
親会社株主に 帰属する当期純利益	-	-	760,108
自己株式の取得	-	-	△65
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	41,644	2,922	44,567
連結会計年度中の変動額合計	41,644	2,922	523,411
2021年3月31日残高	11,026	467,958	15,767,936

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,541,842	流動負債	4,604,834
現金及び預金	3,719,006	買掛金	12,314
売掛金	22,567	短期借入金	417,573
販売用不動産	4,334,466	1年内償還予定の社債	1,702,319
未成工事支出金	1,032,863	1年内返済予定の長期借入金	100,080
貯蔵品	10,214	未払費用	1,694,817
前払費用	161,301	未払法人税等	126,179
その他当座預金	38,450	未払消費税等	180,616
	225,665	未払消費税	26,400
	△2,693	前受り金	259,508
固定資産	20,997,039	賞与引当金	30,290
有形固定資産	18,743,981	その他負債	40,411
建物	5,661,118	固定負債	14,322
構築物	30,217	社長期借入金	250,000
機械及び装置	40,475	長期借入金	9,785,140
車両運搬具	619	資産除去債	62,781
工具、器具及び備品	33,074	その他	476,185
土地	12,781,401	負債合計	15,178,941
建設仮勘定	168,783	(純資産の部)	
その他固定資産	28,290	株主資本	15,348,913
無形固定資産	19,394	資本剰余金	596,763
ソフトウェア	17,831	資本準備金	528,963
その他固定資産	1,563	利益剰余金	528,963
投資その他の資産	2,233,663	利益準備金	14,242,705
投資有価証券	252,856	その他利益剰余金	2,500
関係会社株	1,640,005	別途積立金	14,240,205
出資	1,460	繰越利益剰余金	6,653,000
長期貸付金	36,418	自己株式	7,587,205
長期前払費用	42,755	評価・換算差額等	△19,518
繰延税金資産	154,080	その他有価証券評価差額金	11,026
その他	106,086	純資産合計	15,359,940
資産合計	30,538,882	負債・純資産合計	30,538,882

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,093,660
売上原価	9,457,289
売上総利益	3,636,371
販売費及び一般管理費	2,553,741
営業利益	1,082,629
営業外収益	175,741
受取利息	360
受取配当金	12,602
受取手数料	117,007
解約金収入	11,963
受取賃貸料	5,776
受取補助金	21,114
その他	6,916
営業外費用	192,005
支払利息	180,288
その他	11,717
経常利益	1,066,365
特別利益	74,812
固定資産売却益	1,886
投資有価証券売却益	42,831
事業譲渡益	30,095
特別損失	55,853
減損損失	16,518
固定資産除却損	39,334
税引前当期純利益	1,085,325
法人税、住民税及び事業税	335,159
法人税等調整額	△1,661
当期純利益	751,828

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
				別途積立金	繰越利益剰余金		
2020年4月1日残高	596,763	528,963	528,963	2,500	6,653,000	7,116,576	13,772,076
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△281,198	△281,198
当期純利益	-	-	-	-	-	751,828	751,828
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	470,629	470,629
2021年3月31日残高	596,763	528,963	528,963	2,500	6,653,000	7,587,205	14,242,705

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
2020年4月1日残高	△19,452	14,878,349	△30,618	14,847,731
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	-	△281,198	-	△281,198
当期純利益	-	751,828	-	751,828
自己株式の取得	△65	△65	-	△65
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	41,644	41,644
事業年度中の変動額合計	△65	470,564	41,644	512,208
2021年3月31日残高	△19,518	15,348,913	11,026	15,359,940

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

アズマハウス株式会社
取締役会御中

PwC京都監査法人
京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 浦 上 卓 也 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 田 口 真 樹 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アズマハウス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アズマハウス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

アズマハウス株式会社
取締役会御中

PwC京都監査法人

京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 浦 上 卓 也 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 田 口 真 樹 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アズマハウス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月28日

アズマハウス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	鳴 瀧 英 人	印
社外監査役	浦 純 久	印
社外監査役	上 岡 美 穂	印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社グループは、長期的な視野に立ち、会社の業績及び企業体質の強化等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としておりますが、新型コロナウイルス感染症の流行に社会情勢と当社グループに与える影響を慎重に見極め、内部留保の充実を図り、企業の経営と雇用の安定化を備えることが株主共通の価値につながるものと考えております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株当たり配当金 70円

配当総額 281,195,040円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月29日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役 東行男、東優子、真川幸範、大東篤史、平山豊和は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>あずま</small> ゆ き お 東 行 男 (1957年11月11日生)	1977年5月 当社入社 1978年6月 当社取締役就任 1991年5月 当社代表取締役社長就任 2012年1月 当社代表取締役会長就任 2013年4月 当社代表取締役会長就任 2014年8月 当社代表取締役社長就任（現任） 2017年8月 興國不動産(株)代表取締役社長就任（現任） 2020年1月 (株)賃貸住宅センター取締役就任（現任） 2020年1月 (株)シージェーシー管理センター取締役就任（現任） 2020年1月 (株)アイワライフネット取締役就任（現任）	1,555,000株
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>ま</small> が わ ゆ き の り 真 川 幸 範 (1964年2月1日生)	1995年4月 又一住宅建設(株)入社 1998年11月 当社入社 2001年4月 当社総務部長 2008年4月 当社管理部長 2012年1月 当社監査役就任 2015年6月 当社取締役管理部長就任（現任）	1,000株
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>おおひがし</small> あ つ し 大 東 篤 史 (1968年11月18日生)	1992年2月 クマイ不動産入社 2003年1月 当社入社 2014年9月 当社業務管理部長 2015年6月 当社取締役業務管理部長就任（現任）	845株

候補者 番号	ふ り が な (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> ひ ら や ま と よ か ず 平 山 豊 和 (1970年6月1日生)	1996年7月 (株)アクティブマドリード入社 2001年1月 当社入社 2012年6月 当社営業部長 2015年6月 当社取締役営業部長就任 (現任)	3,037株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 東行男氏は、当社の親会社等であります。
3. 取締役の任期は、2021年6月28日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役全員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事項に該当するものを除く。）等を補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となります。D&O保険の契約期間は1年間であり、2021年11月に更新される予定です。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 浦純久氏、上岡美穂氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外監査役候補者</div> 上 岡 美 穂 (1982年1月20日生)	2008年9月 司法試験合格 2009年12月 和歌山弁護士会に弁護士登録 2009年12月 吹上法律事務所にて弁護士業務開始 2013年5月 和歌山弁護士共同組合理事（現任） 2017年6月 当社監査役就任（現任） 2021年4月 令和3年度和歌山弁護士会副会長（現任）	一株
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外監査役候補者</div> 小 西 順 士 (1955年7月1日生)	1979年4月 和歌山県巡査拝命 2009年3月 橋本警察署長 2011年3月 岩出警察署長 2014年3月 和歌山西警察署長 2016年4月 三井住友海上火災保険(株)損害サポート顧問 2020年7月 当社顧問（現任）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者上岡美穂氏、小西順士氏は会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 当社は候補者上岡美穂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 本議案が承認された場合には、当社は候補者小西順士氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

5. 上岡美穂氏を社外監査役候補者とした理由
上岡美穂氏につきましては、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的知識、経験を有しており、当社の社外監査役として選任をお願いするものであります。
6. 小西順士氏を社外監査役候補者とした理由
小西順士氏につきましては、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、警察関係者として犯罪対策などの経緯から、組織、法務的な実務の知見を有しており、当社の社外監査役として選任をお願いするものであります。
7. 候補者上岡美穂氏、小西順士氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は両名との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
8. 候補者上岡美穂氏の就任年数は本総会終結の時をもって4年となります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより監査役全員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事項に該当するものを除く。）等を補填することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合には、いずれの監査役もD&O保険の被保険者となります。D&O保険の契約期間は1年間であり、2021年11月に更新される予定です。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：和歌山県和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ルグランA
TEL 073-425-3333 (代表)

